

I 各産業分野の規制緩和について

○各産業分野において、規制緩和が有効・必要な対策となる課題があるため以下のとおり提言等を検討

| 項目 | 規制緩和が必要な理由等 | 現状(・)、今後の対応(⇒) |
|------------|---|---|
| ①水産業 | <p>●船舶職員及び小型船舶操縦者法における配乗基準等の見直し</p> <p>・近海かつお漁業では、特に4級機関士の免状を有している者の確保に苦慮しており、これを理由に廃業する事業者も現れている</p> | <p>・国土交通省海事局海技課長へ提言を実施。安全面を考慮すると、現時点では緩和は難しい旨回答があった ⇒業界団体の意見を伺いながら、提言の実施について検討を行っていく</p> |
| ②林業 建設業 | <p>●特定地域づくり事業協同組合における林業分野のうち派遣が禁止されていた地ごしらえ、植栽業務や建設業分野への派遣の解禁</p> | <p>・在籍型出向の形態であれば可能となった (林業分野: R3.5.12国通知、建設業分野: R6.3.29国通知) ⇒市町村に組合の設立を促す際に、在籍型出向による派遣についても併せて周知していく ⇒市町村の状況を注視し、必要に応じて、都道府県協議会を通じた国への要望の有無について検討</p> |
| ③建設業 | <p>●監理技術者等を専任で配置すべき重要な建設工事の対象となる工事の請負金額の引き上げ</p> <p>若手入職者が少なく、人手が足りていない状況にある中、技術者の専任配置が困難として、新たな工事を受注できない事態が発生している</p> | <p>・令和6年通常国会において建設業法が改正され、遠隔通信の活用など一定の条件を満たす場合に、政令で定める額（未定）までは営業所専任技術者の兼任が可となる予定 ⇒引き続き、国の動向を注視していく</p> |
| ④建築業 | <p>●建築基準法における3Dプリンターに係る規定の整備</p> <p>3Dプリンターの活用は省人化に有効であるが、基本仕様（コンクリートではなくモルタルを使用等）が現行の法規定に適合しておらず、建築物ごとに特例措置を受ける必要があるため、普及が進んでいない</p> | <p>・国土交通省の検討委員会で法規定の措置に向けた具体的な検討が進められている ⇒引き続き、国の動向を注視していく</p> |
| ⑤医療 | <p>●へき地等における労働者派遣の容認（歯科医師、歯科衛生士）</p> <p>へき地の医療機関には医師・看護師等の派遣は認められているが、同様に不足している歯科医師、歯科衛生士については認められていない</p> | <p>・昨年度、特に中山間地域における歯科医療提供体制の確保について、県歯科医師会とともに検討することを決定し、本格的な検討は今年度からスタートすることとした。このため、今年度の検討を踏まえ、政策提言等は見送っている。 ⇒今後の検討状況を踏まえ、政策提言等の実施を行う</p> |
| ⑥介護 | <p>ア 人員配置基準の緩和</p> <p>・介護職種の外国人技能実習生について、実習開始日から6ヶ月未満の者は配置基準上の職員とみなされないため、その他の人材を確保する必要がある</p> | <p>・令和6年度介護報酬改定において、介護職種の外国人技能実習生について、就労開始から6ヶ月未満であっても、事業者が当該実習生の日本語能力や指導の実施状況、管理者等の意見を勘案し、配置基準上の職員に算入することについて意思決定を行った場合は、就労開始直後から職員とみなしても差し支えないこととなつた。</p> |
| | <p>・見守り機器やインカムなどの業務効率化、負担軽減に資するICT機器を導入した場合でも、法令に基づく職員の配置基準の緩和措置がなく、人員不足が解消されない</p> | <p>・令和6年度介護報酬改定において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な安全対策について検討したうえで、見守り機器等のテクノロジーの複数活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、職員の配置基準が緩和された。</p> |
| | <p>イ 居宅介護支援事業所における特定事業所加算の取得要件の見直し</p> | <p>・「①運営基準減算の適用を受けていないこと」という要件について、令和6年度介護報酬改定で見直され、加算取得の要件から外された。 ⇒介護支援専門員の待遇にかかる調査を実施予定。その調査結果を分析し、介護支援専門員の業務の見直しや待遇改善制度の見直しについて、必要に応じ政策提言を実施。</p> |
| | <p>ウ 中山間地域等の条件不利地域において在宅介護サービスが可能な介護報酬の設定【追加】</p> | <p>・「令和6年度介護報酬改定(案)」において、各サービスの基本報酬が全体的に「1.59%」へ引き上げられる中、訪問介護系のサービスの基本報酬のみが減額された。訪問介護事業所の多くは小規模事業所であり、職員の高齢化、人材不足の不安定要素を抱える中、移動距離等が報酬に十分反映されておらず、昨今の燃料費高騰の影響もあり、経営が不安定であることから、地域の実情を踏まえた訪問介護事業所等の報酬を設定することが必要。【R6四国知事会提言】</p> |

「人手不足への対応に有効・必要な規制の緩和」に向けた検討状況（国への提言等）について（2/2）

II 外国人材の確保について

規制緩和が必要な理由等

1. 地方圏の事業者は、都市部に比べて人手不足がより深刻さを増しており、このままでは生産活動に支障を来しかねない状況にある中、外国人材は人手不足への対応に有効な選択肢の一つとなっている。

2. 「技能実習制度」に代わる「育成労制度」を創設する改正法が令和6年6月に公布され、3年以内に施行される。

同制度では、本人の意向による転籍が可能となるため、都市部への人材流出など地域間格差の拡大が懸念される。

提言内容等

【令和6年度全国知事会での提言】

・新たな「育成労制度」に関しては、「外国人材の特定地域への偏在防止及び地域の実情とニーズに応じた長期的・安定的な外国人材の確保・定着につながる柔軟な運用を行うことを望む」

【検討中の事項】

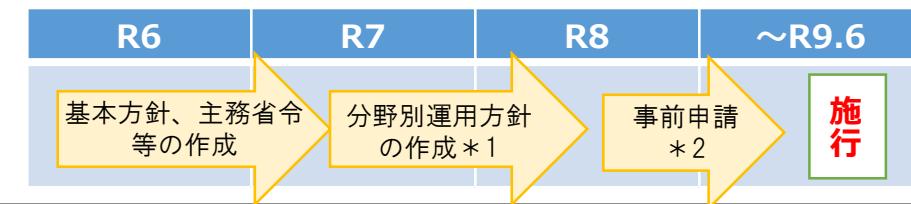
・現行の「技能実習制度」、新たな「育成労制度」及び「特定技能制度」において、地域の実情に応じて、重要な産業を対象職種として追加することや、一定有効求人倍率が上がった職種を対象として認めるなど、柔軟かつ迅速な制度運用を望む

【参考】「育成労制度」の概要

- 技能実習制度を発展的に解消し、人材確保及び人材育成を目的とする「育成労制度」を創設
- 原則3年間の就労を通じ、特定技能1号水準の人材を育成(受入れ対象分野は、特定産業分野と原則一致)
- 一定要件のもと、同一業務区分内の本人意向による転籍を認める

・同一機関での就労が1~2年(分野ごとに設定)を超えているなど

【施行までの国の検討スケジュール（予定）】



*1 育成労産業分野の設定等

*2 監理支援機関の許可等

県内の聞き取りにより、以下の具体的な課題を把握

| 項目 | 規制緩和が必要な理由等 | 現状(・)、今後の対応(⇒) |
|---------------|---|--|
| ①全般 | 外国人材の受入における事務手続き等の簡素化 外国人材の受入申請においては、膨大な書類が必要となっており、監理団体や受入事業者の負担が大きい | 1. R6.3.29閣議決定により、特定産業分野に以下の4分野が追加。12分野から、16分野となる。また、既存分野でも業務区分追加あり。 「自動車運送業分野、鉄道分野、林業分野、木材産業分野」 |
| ②農業 | 現状「栽培管理又は飼養管理が含まれていることが必要、集荷場のみの従事は不可（特定技能）」といった制限があり、JA集荷場のみでの雇用ができない | 2. 「育成労制度」について、R6.6まで法制化に向けた準備が進められていたことから、本県単独での提言は見送り。 ⇒令和7年にかけて基本方針、主務省令等が作成されることから、国の動向や団体や事業者の状況を確認しながら、必要に応じて提言を検討。 |
| ③製造業 | ・高知県では製紙業が主要な産業の一つである一方、技能実習制度ではごく一部のみ対象、特定技能制度では対象となっていない ・ワイヤーハーネス製造事業が人手不足であり、生産計画に影響が出ているが、技能実習制度の対象職種に含まれていない ・鋳造の作業として、鋳鉄鋳物鋳造はあるが、鋳鉄と同様の作業をする鋳鋼が含まれていないため、作業が限定される。 | 【参考】令和7年度予算編成に向けて検討中の強化策 (1)技能実習生等の雇用相談窓口の設置 (2)高度外国人材等と企業のマッチング支援 |
| ④林業、木材・木製品製造業 | 技能実習制度では林業分野が2号対象職種に含まれていないため、人材の確保・育成が十分に行えない | |